

## 突然の医療費請求に対する患者の権利と保護

救急治療、またはネットワーク内の病院や外来手術センターにいるネットワーク外の医療提供者に治療を受けた場合、差額請求から保護されます。このような場合は、健康保険の患者負担額、保険負担額、および/または控除額以上の金額を請求されることはありません。

### 「差額請求」「突然の請求」ともいう)とは?

医師やその他の医療提供者にかかった際には、[患者負担額](#)、[保険負担額](#)、[控除額](#)など、一定の[自己負担額](#)を支払う必要がある場合があります。健康保険のネットワークに所属していない医療提供者や医療機関を受診した場合、追加費用が発生したり、請求書の全額を支払わなければならない場合があります。

「ネットワーク外」とは、医療サービスを提供するために健康保険と契約していない医療提供者や医療機関のことです。ネットワーク外の医療提供者は、健康保険が支払う金額と医療サービスに請求される全額との差額を請求することができます。これを「差額請求」といいます。この金額は、同じ医療サービスに対するネットワーク内の費用よりも高くなる可能性があり、健康保険の控除額や年間の自己負担限度額に算入されない場合があります。

「突然の請求」とは、予想外の差額請求のことです。これは、緊急の場合や、ネットワーク内の医療機関での受診を予定していたが、予期せずネットワーク外の医療提供者で治療を受けた場合など、自分の治療に関わる人をコントロールできない場合に起こります。突然の医療費請求では、処置や医療サービスによっては数千ドルかかることもあります。

### 以下の差額請求から保護されます。

#### 救急医療サービス

救急医療事態が発生し、ネットワーク外の医療提供者や医療機関から救急医療サービスを受けた場合、その医療提供者や医療機関が請求できるのは、健康保険のネットワーク内費用負担額(患者負担額、保険負担額、控除額など)が上限となります。これらの救急医療サービスについては、差額を請求することはできません。これには、安定した状態になった後に受ける医療サービスも含まれます。ただし、書面による同意を得て、これらの安定後の医療サービスに対して差額請求されないという保護を放棄した場合は、この限りではありません。

#### ネットワーク内の病院または外来手術センターでの特定の医療サービス

ネットワーク内の病院や外来手術センターで医療サービスを受ける場合、そこにいる特定の医療提供者がネットワーク外の場合があります。このような場合、それらの医療提供者が請求できる金額は健康保険のネットワーク内費用負担額が上限となります。これは、救急医療、麻酔科、病

理科、放射線科、臨床検査科、新生児科、外科医アシスタント、ホスピタリスト、または集中治療医の医療サービスに適用されます。これらの医療提供者は、差額を請求することはできませんし、差額請求されないための保護を放棄するよう求めるることもできません。

これらのネットワーク内の医療機関で他の種類の医療サービスを受けた場合、ネットワーク外の医療提供者は、書面で同意し、保護を放棄しない限り、差額を請求することはできません。

**差額請求からの保護を放棄する必要はありません。また、ネットワーク外の治療を受ける必要もありません。健康保険のネットワーク内の医療提供者や医療機関を選ぶことができます。**

### **差額請求が認められない場合は、これらの保護も受けられます：**

- 患者は自己負担額のみを支払う責任があります(その医療提供者や医療機関がネットワーク内である場合に支払うべき患者負担額、保険負担額、控除額など)。ネットワーク外の医療提供者や医療機関にかかる追加費用は、健康保険が直接支払います。
- 健康保険は一般的に、
  - 事前に承認を得ることなく救急医療サービスに適用されます(「事前承諾」ともいう)
  - ネットワーク外の医療提供者による救急医療サービスに適用されます。
  - 医療提供者や医療機関に支払うべき金額(共同負担額)は、ネットワーク内の医療提供者や医療機関に支払う金額を基準として給付説明書に記載されます。
  - 救急医療サービスやネットワーク外の医療サービスに対して支払った金額は、ネットワーク内の控除額や自己負担限度額に算入されます。

**請求書や自己負担額の差額について質問がある場合は、以下までご連絡ください。**

NorthShore Hospitals and Swedish Hospital	847-570-5000
Northwest Community Healthcare	847-618-4780

**誤って請求されたと思われる場合、または情報提供や苦情については、1-800-985-3059 までご連絡ください。**

連邦法に基づく患者の権利についての詳細は以下をご覧ください。

[www.cms.gov/nosurprises/consumers](http://www.cms.gov/nosurprises/consumers)